

別表第2 (第5条関係)

鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1キロメー トルにつき)	旅行諸費 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜に つき)
				甲 地 方	乙 地 方	
その乗車に要する運賃 (急行料金及び座席指定料金を含む。)	1 運賃 (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃 (座席指定料金を含む。) 2 公務上の必要により、別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金を加算する。	円 37	円 2,200	円 12,000	円 10,800	円 2,200